検討事項の論点整理(案)

(※第2回会議までの協議を踏まえたもので、下線部分は第2回会議資料からの追記箇所)

1. 障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり

これまでの会議での意見

- ・下記の観点から、県立の特別支援学校を設立し、特別支援教育の充実をお願いしたい。
 - ▶ 重度の障害のある子どもへの必要な教育が求められている。
 - ▶ 保護者の負担面から、保護者や家庭の願いに応じていくことが必要である。
 - ▷ 特別支援学校の専門性からセンター的役割を期待している。
- ・分校、分室のスタイルではなくて、本校の設置が必要である。
- ・知的、病弱等幅広い障害種に対応でき、幼児教育から高等部まで指導できる総合的 な支援が可能な学校が必要である。
- ・総合支援学校のような複数の障害に対応することは特別支援学校でも難しいことであり、特別支援学校でなくても、特別支援学級であってもそれぞれの障害の専門の 先生たちがいればそういった教育ができるのではないか。
- ・総合支援学校を考えるなら、就労・福祉だけでなく、医療の視点も入れてバランスよく 小豆島全体の行政を考えていく必要がある。就労の受け皿も考えていく必要がある。
- ・インクルーシブ教育も大事であるが、人的な問題や施設設備の問題、教材の問題も あり、その中で小中学校に子どもをどこまで伸ばせる余地があるか。
- ・保護者は子どもたちの生活する力や働く力を高めた教育をして、学校教育を終えた 後は地域で充実した生活をしてほしい思いが強くなっている。
- ・<u>地元の要望と保護者意識調査の結果のニーズの差は、特別支援学校ができても、専</u>門性が確保できるのかについて保護者は疑問を持っているからではないか。
- ・特別支援学校ができても、全ての問題が解決されるのではないことを保護者は冷静 に考えている印象である。
- ・保護者の多くは高校卒業後のことを心配している。
- ・保護者は、毎日学校に通えて、同じ学年の子どもたちと学べる環境を求めている。
- ・<u>1 対 1 や小集団での学習では得られない、大きな集団で学習していくことで子ども</u> は成長していくことがある。
- ・総合支援学校になると、視覚障害や聴覚障害の準ずる教育課程も含めると、生徒の 数に比して、教員数が莫大になる。コストはすごいことになる。
- ・学校を作る場合には、総合という看板にこだわらず、運用面で柔軟に対応すること で、障害の程度が重度で島から出るのが体力的に難しい子どもたちも受け入れられ る形の学校が考えられる。
- ・<u>学校をつくることに関して、障害者の権利条約との関係について合理的な説明をすることが重要である。</u>

保護者意識調査

- ・通常の学級と交流ができて、毎日通えるところに行きたい。
- ・特別支援学校は、小学校と自由に行き来できる差別感のない場にしてほしい、もしくは、小学校内にあって専門性のある先生がいてほしい。
- ・将来の就労のことを考えると、島は作業所も限られ、社会とのつながりも狭い。

参考人意見

- ・地域の特別支援教育を考えていく視点として、教師の専門性、子どもたちのコミュニティ(地域・学校)への包摂性と排除性、構築するシステムの持続可能性と経済性、現在の教育の思潮(障害者の権利条約/インクルーシブ教育)を念頭に置いたシステム構築が必要である。
- ・専門家に任せる施設中心型のリハビリテーション (IBR) だけではうまくいかないので、地域の資源を活用して地域に根ざしたリハビリテーション (CBR) の視点が必要である。
- ・学校をつくることが問題解決の切り札にはならないことがある。必要とされるもの を考えるときに、解き方はたくさんある。学校をつくることは非常に輝かしい部分 もあるが、影の部分もある。
- ・高校とか、小学校、中学校で行われていることにもたくさんの問題を含んでおり、 中、高の学校の問題と特別支援教育の問題を分けて解こうとするのでなく、その問題を解決していく視点を持たないといけない。中学校の特別支援学級の授業の改善、方法論の展開をしていく必要がある。
- ・<u>地域が目指している教育のシステムを考えるときに、使えるものは使っていかない</u> と、資源はもたないし、維持できない。今からのキーワードは継続可能性である。
- ・<u>フル装備の学校よりも、むしろ現実的な方法で、しかも地域がしっかり育っていく</u>ような視点を大事にしていった方がよい。

検討が必要な事項

- 小豆島の特別支援教育については、現状の教育体制では十分にニーズに応えられていないことから、どのような教育体制が必要であるか。
 - ・どのような学びの場の体制が考えられるか。(特別支援学校の必要性はあるのか。)
 - ・特別支援学校を作る場合には、どのような学校がよいのか。 (対象障害種や設置学部等)

2. 各々の学びの場の関連性

保護者意識調査

- ・小さい時から他の子どもが障害のある子を身近に感じてほしい。
- ・通常の学校の子どもや地域の方とも交流ができるところ。我が子のことを知っても らいたい。

検討が必要な事項

○ 障害のある子とない子の交流や共同学習をどのように進めていくか。 (特別支援学校を作る場合の小中学校等との連携等)

3. 教育相談の体制づくり

これまでの会議での意見

- ・小豆分室での教育相談の増加は教員には大きな負担になってきている。
- ・町立学校の教員の専門性に課題があり、特別支援学校のセンター的役割を期待する。

保護者意識調査

- ・いつでも相談できる場所として、特別支援学校があってほしい。
- ・保護者が相談できる場所がほしい。
- ・保護者同士のつながりのある場がほしい。

検討が必要な事項

- 現在の小豆分室の体制では十分でないことから、どのような相談体制が必要であるか。
 - ・特別支援学校のセンター的役割
 - ・小・中学校教員の専門性の向上

特別支援学校の設置形態による比較

①設置形態の特徴

区分	主な一般的な特徴	備考
単独校	・独立した学校運営を行う。	
	• 校長等の管理職を配置	
	・本校に属して、本校の管理下で学校運営を行う。	
分校	• 管理職を配置(校長は本校と兼務)	
	・教員は本校と同じ基準で配置	
分教室	・本校に属して、本校の管理下で学校運営を行う。	公拉 公教室 公室归付注
	・管理職は配置しない(本校の管理職が兼務)	分校、分教室、分室には法 令上の特段の定義はない。
	・教員は本校全体の配置のなかで配置	カ上の投放のた我はない。
分 室 (現状)	・本校に属して、本校の管理下で学校運営を行う。	
	・管理職は配置しない(本校の管理職が兼務)	
	・教員は本校全体の配置のなかで配置	

②検討事項の観点における比較(一般的な特徴)

(O:できる \triangle 1:Oより劣る \triangle 2: \triangle 1 より劣る \times :難しい)

	観点	単独校	分校	分教室	分室 (現状)		
学び	学びの場の整備(島内設置の意義)、学びの場の関連性						
	十分な特別支援教育が行える教員の体制	0	0	△1	Δ2		
	島内の就学該当者をすべて受け入れることができる	0	0	0	×		
	地元の小・中学校が距離的に近いため、交流及び共同 学習がしやすい	0	0	0	×		
	地域の子どもという意識が深まることから地域の理解 や支援が受けやすくなり、障害に対する理解がすすむ	0	0	0	Δ1		
	居住地に近いため、通学における児童生徒や保護者の 負担が軽減	0	0	0	×		
	幼少時から親元を離れて寄宿舎に入ることがない	0	0	0	×		
教育相談の体制(センター的機能)、教員の専門性							
	特別支援教育の拠点としての人材及び施設が整い様々 な教育相談に対応できる	0	0	△1	Δ2		
	教員の専門性の向上を図ることができる	0	0	△1	Δ2		
	島内で障害のある児童生徒や保護者が集まりやすく、 児童生徒及び保護者のつながりができやすい	0	0	0	×		

4. 教員の専門性

これまでの会議での意見

- ・小・中学校の特別支援学級では特別支援学校教諭の免許のない教員が多い。
- ・幼稚園や通常の学級での発達障害児の対応については教員の指導力が弱い。
- ・特別支援学校のセンター的機能が地域でうまく機能していけば、教員の専門性を高 めることができるのではないか。
- ・特別支援学校と小・中学校との人事交流が必要である。研修だけでは専門性は育っていかない。
- ・学校全体で専門性を広げていく必要がある。
- ・特別支援学校にお願いしっぱなしではなく、特別支援学校の教員と小・中学校の教 員が一緒になってお互いの専門性の向上を図っていくことが必要である。
- ・小豆島の小・中学校で特別支援に関する専門性を持っている教員を地域の核として 活用していくかを考えていくことが必要である。
- ・小豆島に長く勤められる人材の確保をしなければ、小豆島の教員の専門性を高める ことはできない。島の資源を活用しないと、学校は作ったが、専門性は高くならな かったでは困る。地域での人材育成を進めていくことが重要である。

保護者意識調査

- 特別支援教育に関する専門性を高めるとともに蓄積してほしい。
- 特別支援教育の専門性がある教員が多くいてほしい。
- 特別支援学級の担任を支える支援体制を組んでほしい。

参考人意見

- ・<u>特別支援学校の専門性だけでなく、小中学校の特別支援学級や通常学級の教員の専</u>門性の問題も含めて考えていく必要がある。
- ・大事なことは、優秀な専門家や教師が転勤した後にその地域に何が残るか、つまり、地域は学習し、地域に何かを残さないといけない。地域に優秀な先生が来れば、そのノウハウを地域にどう伝えて、広げていくのかを考えないといけない。

検討が必要な事項

- 小・中学校の特別支援学級の教員等の専門性の向上を図る必要がある。
 - ・島の資源の活用と地域での人材育成
 - 特別支援学校と小・中学校との人事交流

特別支援学校の設置形態による比較(論点の整理)

観点設置形態	特徴	学びの場の関連性	教育相談の体制	教員の専門性	障害者権利条約	学習集団	保護者意識調査	関係機関との連携	特別支援学級等と の関連	学校運営	
単独校	①学びの場の選択 肢が増える。 ②特別支援学校(以下「特支学校」)相 当の者で、特支学校 を希望する者は全 て入ることができ る。	日 (1) 保護者意識調査 から、日常的な小・中・高との交流及び 共同学習が必要で 2 付 なる。 ②特支学校の設置 場所は日常的に交 流及び共同学習が できる場所がよい。 のできる場所がよい。	①保護者、小・中学校等の教ができる場ができる場ができる。 ②保護者できるのできる場ができる場ができる場ができる。 ③ながになる。 ③現在の対は増設等への対応がしやすい。	(1) 特別支援教育専門 (1) 障害 の教員数は増える。 (2) 島内の特別支援 教育については、特 支学校の教員任せ にならないか。 (3) 特支学校の教員 は 2~3 年で転勤の 可能性があり、専 可能性があり、特支 学校と小・中学校の は 2~4 に が あり、 は 2~3 に 世担保のため、 特支 は 2~4 に が よ 2~5 に 4・5	①障害者権利条約の第24条「障害者が障害者権利条約の第24条「障害者が障害者が障害を理由として教育制度一般からかられる。 がはいられる。のがででの対したがの対したがのがのができる者である。の形成との説明が求められる。の形成とのででのがでいる。の形がの学校でのがいかがの学校でのがいかがある。の後の学校でのおり、小人れが求められる。	おがてらこが きの者受れ て学場がでな し少香のの団とる同の②幼そい可③と支少団い④齢でた を人川よあは肢必年形幼児の学能今し学なの可知が、島 学数中うるで体要齢成・児後習性のて校い保能的上団の 学は一つでは、はの習い年ら年と。のでの学でる等に保支 数で学障の知分で集。はずがな 現は者習き。 はつさ学 数で学に乗的け、団 、、多る 状特が集な 年れれ校	条約 ①各学年の人数は 少人数となる護じの 少人数となる護じの 一番川中なる。 一番による同年的。 のあるでは体がのはない。 とびの の形は体がの学しい。 の形は、 の形は、 の形は、 の形は、 の形は、 の形は、 の形は、 の形は、	は、同年齢の子どもというにというのか。 ②働いが現場のから 3 保いで 護 者内の 2 解消 保 島内の 2 を 者のの 2 を 者の 2 を 者のの 2 を 者の 2 を を 2 を を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2	①小・中・高との連連福 携、労働等では、労働等でなる。 の連要との小選をのがいる。 のを療法とのがののでである。 のを療法とのがののでである。 のを療法とがいる。 のを療法とがいる。 では、をいるのでである。 のでである。 では、できるのでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のできまれる。 のできまな。 のできな。 のでを、 のでを、 のでを、 のでを、 のでを、 のでを、 のでを、 のでを、 のでを、 のでを、 のでを、 のでを、 のでを、 ので	する子ども育いとも育いというでは、 でのがいののがいる。 を対しているのがいる。 を対しているのがいる。 を対しているのがいる。 できないのがいる。 できないのがいる。 できないのがいる。 できないのがいる。 できないのがいる。 できないのがいる。 できないのがいる。	ないが、規模が小さいので、関係機関との連携などの学校運営の負担が大きくなる。 ②児童生徒数は少ないので、PTA活
分校	共通 ①② ③児童生徒は本校 の特支学校の授業 や学校行事に参加 できる。 ④本校の教員の支 援が得られる。		を配置できるので、 分教室よりは教育 相談等には対応が しやすい。 ⑤分校の設置場所 によっては、小・中 学校等の教員が、す ぐに相談ができる。	門の教員数は、単独 校よりも多い人数 で対応できる。	共通 ①② ③他県で行われているように、小中学校内に設置した場合は、日々の交流ができ、一緒に学んでいる意識が高くなる。		学習集団となる 能性がある。 今の島内の現状 して、中学では特 学校相当の者が ないので、学習集 の保障ができな 可能性がある。 知的障害等は年 が上がるにつれ 、集団が確保され	してもらう必要がある。 ④卒業後の受け皿となる島内の福祉で 所、作業所の福祉で 専門家を育て く必要がある。	ようにしていくの かを考える必要が ある。 の	③様々な本校係のとでででは、 な本ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
分教室			共通 ①②③ ⑥教員は、本校から 派遣するため教員 数は少なくなる。			一つにはならない のか。					
分室(現状)	共通 上記③④ ①訪問学級のみの 設置なので、それ以 外は島内の特別を 接学校に入る。 ②地元の幼・小・中・ 高にては、それぞれ の学校でもれる。 の学校でもいては、それぞれ の学を担っていく。	①地元の幼・小・中・ 高にいる子どもは、 日常的に交流及び 共同学習ができて いる。		けて児童生徒を見 ることができれば、 その子に対する専	条約の趣旨に合っ	習集団が保障でき	上記②③ ①島内の専門性の あるところで学び	共通 上記②③④ ①島外の特支学校高 品外の小・健 と島内の小・健 、労働等というで 、労働等をいるで 、労働等をいるで 、労働者をいるが 、のにとった。 ②島外のは、大きのので、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、学して、 、大きに、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、一、 、	共通 上記①②	共通 上記③④	

特別支援学校の構成案の比較

区分		長 所	短 所	課題等		
【対象障害種】	①全ての障害種	・全ての障害種で島内の特別支援学校に行ける。	・障害種によっては少人数となり学習集団の 形成が難しい。 ・すべての障害種に対応する教員(専門家)が 必要で、また、多くの教員が必要となる。(教 員確保の困難性と人件費の負担が大きい) ・全障害種に対応した施設・設備が必要とな り、維持費も含めて費用負担が大きくなる。 ・対象障害種の子どもがいない場合、施設・設 備が使われない。	・病弱の場合は医療機関との連携が必要である。(善通寺養護学校は四国こどもとおとなの医療センターに隣接して連携している。)・島外の特別支援学校を希望した場合の対応。・学校運営が煩雑になる。		
	②障害種を限定	・①に比べて、教員数や、必要な施設・設備が小規模でできる。 (費用負担が少ない。)	・対象障害種以外は、地元の小中高校に行かない場合は、島外の特別支援学校が選択肢となる。(※学習集団等の面で長所と感じる可能性もあり)	・島外の特別支援学校に行けない重度の子どもの対応(訪問教育等)。・対象障害種でも島外の特別支援学校に行きたい場合の対応。		
	①幼稚部	・島内での学びの場の選択肢が増える。	・特に就学前の保護者は同年齢の子どもたち と一緒に学びたい要望があり、幼稚部の人 数は少なくなることが予想される。			
【設置学部】	②小学部					
	③中学部			・島外の特別支援学校を希望した場合の対応。		
	④高等部		・幼小中に比べて、多くの教員と施設・設備(高等部の作業学習施設等)が必要となり、費用負担が大きくなる。	・高等部については、島内で現場実習できる 企業、施設や就職先に限りがある。 ・島外の特別支援学校を希望した場合の対応。		